諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年9月1日(平成28年(行情)諮問第524号)

答申日:平成28年12月20日(平成28年度(行情)答申第612号)

事件名:「国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守 家族への情報伝達及び通知要領について(通達)」と同様な性格を

持つ通達で航空自衛官を対象としたものの開示決定に関する件(文

書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について(通達)』(2015.9.7-本本B859)と同様な性格を持つ通達で航空自衛官を対象としたもの。*対象文書は2015.12.9-本本B1439と同じ。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、次の2文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

- 文書 1 イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知 要領等について(通達)(登録外報告)(空幕厚第96号。16. 3.26)
- 文書 2 イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知 要領等について(通達)の一部変更について(通達)(空幕厚第 2 8 2 号。 2 0 . 1 2 . 3)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月11日付け防官文第7 821号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

また、特定された文書はイラク派遣に限定された通達であるため、他にも海外派遣一般に適用される通達が存在するものと思われる。

(2)履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3)特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術 的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件請求文書に該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書の特定

イラク復興支援活動においては、現地での長期活動(ライフラインの整備等を実施)であったため、不測事態発生時の家族に対する連絡手段を定める必要があったが、その他の活動(南スーダン、国際緊急援助活動等)においては、短期間の輸送業務のみであり、作成する必要がなかったことから、本件対象文書のみを特定したものである。

(2) 本件対象文書の電磁的記録

- ア 文書 1 については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成されたものである。
- イ 文書2については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成し、紙媒体により決裁を行い、保存、管理していた。その後、文書作成ソフトにより作成した電磁的記録は不要であることから廃棄した。

本件審査請求を受け、再度パソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「特定された文書はイラク派遣に限定された通達であるため、他にも海外派遣一般に適用される通達が存在するものと思われる。」として、本件対象文書以外に存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2(1)のとおり、本件対象文書以外は存在しなかったことから原処分を行ったものである。
- (2)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、上記2(2)アについては、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定しており、上記2(2)イについては、原処分において特定した文書は紙媒体であり、電磁的記録は保有していない。
- (3)審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4)審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(5)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月1日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月22日

審議

④ 同年12月16日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、イラク復興支援活動における不測事態発生時の家族に対する通知要領等についての通達(文書1)と同通達を一部変更する通達(文書2)である。

審査請求人は、本件対象文書以外にも海外派遣一般に適用される通達が存在すると思われる旨を主張するとともにPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
 - ア 本件対象文書は、航空自衛隊において、国際平和協力活動であるイラク復興支援活動(イラク復興支援派遣輸送航空隊等)に従事する隊員に不測事態が生起した場合の家族への通知に関して必要な細部要領を定め、迅速的確な通知の実施を図ることを目的として作成された通達である。
 - イ イラク復興支援活動(イラク復興支援派遣輸送航空隊等)に従事する航空自衛隊員については、平成15年12月から平成21年2月までクウェート等に拠点を設けイラク国内への人道復興関連物資等の輸送に従事し、現地における活動が長期間に及ぶことから、不測事態発生時の家族に対する連絡の実施要領等の基準を定めておく必要性があったため、関係機関及び部隊長等に通達を発出したものであるが、その他の国際平和協力活動や国際緊急援助活動は、航空自衛隊においては、派遣隊員や物資の輸送業務であり、短期間の活動であることから、作成する必要性がなく、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する通達は発出していない。

なお、本件開示請求書に同様な性格を持つ通達として記載されている「国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留

守家族への情報伝達及び通知要領について(通達)」については、陸 上幕僚監部において作成された文書である。航空自衛隊では、国際平 和協力活動及び国際緊急援助活動全般に適用される同様の文書は作成 していない。

- ウ 本件対象文書については、航空幕僚監部の担当者が電磁的記録により作成したものであるが、文書1は原処分でPDF形式以外の電磁的記録を特定しており、文書2は紙媒体により決裁を行い、発簡後は紙媒体で保存することとし、元の電磁的記録は必要がないため廃棄した。本件審査請求を受け、再度パソコン上のファイルの探索を行ったが、文書2の電磁的記録は保有していない。
- (2)諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、イラク復興支援活動以外の国際平和協力活動等における航空自衛隊の任務については、不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領につき作成する必要性がなかった旨の上記(1)イの説明並びに文書2の保存方法を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久